

# 特定非営利活動法人七瀬の里Nクラブ定款

## 第 1 章 総 則

( 名 称 )

第1条 この法人は、特定非営利活動法人七瀬の里Nクラブ（以下法人という）という。

( 事務所 )

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県大分市大字野津原397番地に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

( 目 的 )

第3条 この法人は、地域住民に対して、スポーツ文化を核とした継続的な活動を通して、青少年の心身両面に渡る成長を促し、若者の夢の実現や地域住民の健康増進に努め、高齢者の生きがい創出に寄与する。また、地域の豊かな自然環境の中で都市住民との交流を図り、自然の大切さや伝統文化の理解を深めてもらう。これらの活動を通して、地域住民の世代間を超えた連帯感の高揚、高齢化社会への対応、地域住民の健康・体力の保持増進、地域の教育力の回復など地域自治を目指した新たな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

( 事 業 )

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① スポーツ文化活動を推進する事業
- ② 児童福祉、高齢者福祉に関わる事業
- ③ 子どもの知的能力を伸ばす事業
- ④ 青少年や成人に対する生涯学習の充実に関わる事業
- ⑤ 自然環境の保全と環境教育の推進を図る事業
- ⑥ 伝統文化の継承と後継者育成を図る事業
- ⑦ 施設の管理・運営
- ⑧ 学校教育力を高めるために支援する事業
- ⑨ 地域自治を目指した新たなまちづくりに関する事業
- ⑩ 他の団体と連携し研修を図る事業
- ⑪ その他このクラブの目的達成のために必要な事業

(2) その他の事業

① 収益事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第 3 章 会 員

( 種 別 )

第6条 この法人は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

( 入 会 )

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

( 会 費 )

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき。
- ② 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- ③ 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- ④ 除名されたとき。

( 退 会 )

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

( 除 名 )

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款等に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 16人以内
- (2) 監 事 2人

- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人の副理事長を置く。

( 顧 問 )

第14条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は理事会の諮問に応じて本クラブの業務に関し助言を行う。

4 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

( 選 任 等 )

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

( 職 務 )

第16条 理事長はこの法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

① 理事の業務執行の状況を監査すること。

② この法人の財産の状況を監査すること。

③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

( 任 期 )

第17条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 欠員補充 )

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

( 解 任 )

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

( 報酬等 )

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 職員 )

第21条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長及び職員は理事長が任命する。

## 第5章 総会

( 種別 )

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

( 構成 )

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

( 機能 )

第24条 総会は以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び収支決算
- ⑥ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ⑦ 会費の額
- ⑧ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑨ 事務局の組織及び運営
- ⑩ その他運営に関する重要事項

( 開催 )

第25条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

( 招集 )

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

( 議 長 )

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

( 定足数 )

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

( 議 決 )

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 表決権等 )

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ず総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第55条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

( 議事録 )

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
  - ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - ③ 審議事項
  - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
  - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

( 構 成 )

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

( 機 能 )

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- ③ 専門部会から報告される事業の検討及び運営に関する事項
- ④ 総会の議決した事項の執行に関する事項

( 開 催 )

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき
- ② 理事の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があ

ったとき。

③ 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

( 招 集 )

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

( 議 長 )

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

( 議 決 )

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

( 議事録 )

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 専門部会

(専門部会の役割)

第40条 各専門部はこの法人の具体的な事業の計画及び実施にあたる。

(部会の業務)

第41条 専門部会は、次のとおりとする。

① スポーツ文化部

○少年スポーツ文化活動の推進

- 中学校部活動の支援
- 成人スポーツ文化活動の推進
- 地域のスポーツ文化行事の推進
- 地域住民のスポーツ文化活動参加の推進
- 伝統文化の継承に関わる活動
- スポーツ文化教室、スポーツ文化大会、各種イベントの開催
- 健康体力相談の開催
- ② 生涯学習部
  - 青少年の自然科学教育の充実
  - 成人向け生涯学習の充実
  - 小中学生の放課後、長期休業中における学習環境の充実
  - 学校教育と連携し地域教育力の向上
  - 高齢者健康教室の開催
  - 高齢者生きがい創りの支援
- ③ 広報・研修部
  - 広報誌の発行
  - ホームページの開設、更新
  - 各種指導者の養成
  - 各種研修会の開催
- ④ 自然環境・都市交流部
  - 自然環境の保全活動
  - 農山村と都市の交流活動
  - 自然環境及び農業を生かした観光の推進
- 2 部会委員の定数は別に定める。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会の改廃については理事会が審議し決定する。

(部会長の職務)

第42条 部会を代表し理事の中からこれに当たる。

2 部会を統括し事業原案を作成する。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを以って構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 会費
- ③ 事業等に伴う収入
- ④ 補助金
- ⑤ 寄付金品
- ⑥ 財産から生じる収入

## ⑦ その他の収入

### (資産の区分)

第44条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第47条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第51条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

### (臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄



庁の認証を得なければならない。

- ① 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- ② 資産に関する事項
- ③ 公告の方法

（ 解 散 ）

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続き開始の決定
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第57条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（ 合 併 ）

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及びインターネットホームページに掲載して行う。

## 第 11 章 雑 則

（ 細 則 ）

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	工藤 貢
副理事長	橋本 惟次
副理事長	雨川 尚登
理事	飯倉 健次
同	河野 富穂
同	波多野 浩

同	吉村 孝義
同	松岡 浩司
同	森 慎一郎
同	江良 信司
同	小出 和洋
監事	緒方 和義
監事	和田 富彦

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2009年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から2008年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - ① 年会費 2,000円